

地方分権改革有識者会議の専門部会について

1. 地方分権改革有識者会議の専門部会について、雇用対策部会と地域交通部会の構成員が地方分権改革有識者会議の神野座長により別添名簿のとおり指名されましたので、お知らせいたします。

2. 専門部会の概要は次のとおり（参考資料を参照してください）

地方分権改革有識者会議の専門部会については、国から地方への事務・権限の移譲等に係るこれまでの議論の成果、各府省の回答、地方の意見等を踏まえ、平成 25 年 5 月 15 日の地方分権改革有識者会議（第 3 回）において、雇用対策部会（無料職業紹介関係等に関し検討）と地域交通部会（自家用有償旅客運送関係等に関し検討）の開催が決定され、平成 25 年 5 月 28 日の地方分権改革推進本部（第 2 回）に報告されたところです。

これを踏まえ、雇用対策部会と地域交通部会の構成員が地方分権改革有識者会議の座長により指名されましたので、お知らせいたします。

今後、これらの専門部会において、各省や地方団体等の関係者からヒアリングを行った上で、ハローワークの求人情報の地方との共有や自家用有償旅客運送の登録の権限の市町村への移譲などの検討を行い、早期に報告書を取りまとめた上で地方分権改革有識者会議に報告する予定です。

なお、会議は非公開としますが、専門部会終了後、専門部会の部会長が報道関係者に対してブリーフィングを行い、専門部会の配布資料及び議事概要については、後日、内閣府のホームページにおいて公表いたします。

その他、以下のホームページも御覧ください。

地方分権改革推進本部(内閣府地方分権改革推進室ホームページ)

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/honbu/honbu-index.html>

地方分権改革有識者会議(内閣府地方分権改革推進室ホームページ)

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigi-index.html>

【問合せ先】

内閣府地方分権改革推進室 新家補佐、塩見主査

TEL 03-3581-2446

雇用対策部会 名簿

いわむら まさひこ
岩村 正彦 東京大学大学院教授

かまた つかさ
鎌田 司 元共同通信社編集委員兼論説委員

こばやかかわみつお
◎小早川光郎 成蹊大学法科大学院客員教授

すどう おさむ
須藤 修 東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長

たにぐち なおこ
谷口 尚子 東京工業大学准教授

(◎は部会長)

地域交通部会 名簿

うちだ あきのり
内田 明憲 読売新聞論説委員

かとう ひろかず
加藤 博和 名古屋大学大学院准教授

ごとう はるひこ
◎後藤 春彦 早稲田大学創造理工学部長

せいいち ともこ
勢一 智子 西南学院大学教授

やまうち ひろたか
山内 弘隆 一橋大学大学院教授

(◎は部会長)

※第3回地方分権改革有識者会議（平成25年5月15日）にて、了承されたもの

専門部会の開催の考え方、検討テーマ、 名称、メンバーについて

1 開催の考え方

具体的かつ重要なテーマごとに、次のような場合に開催することとする。

- 見直しの方向性は一致しているが、専門性を確保した上で具体的内容を十分検討すべきと判断する場合
- 見直しの方向性が一致していないが、過去の検討状況を踏まえ、関係者の意見等を聴きつつ、専門性を確保した上で十分検討すべきと判断する場合

2 開催する部会

第一次安倍内閣時に発足した地方分権改革推進委員会以降の議論の成果（積み重ね）や、各府省の検討結果、地方の意見等を踏まえ、まずは、①無料職業紹介に関する事務・権限の見直し、②自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直しをテーマとするため、以下の2つの部会を開催する。

- 雇用対策部会（無料職業紹介関係等）
- 地域交通部会（自家用有償旅客運送関係等）

その後、引き続き、他の重要テーマについて専門部会の開催を検討する。

3 メンバー

人数は5人程度とし、有識者会議議員から2人程度、専門分野の有識者から3人程度とする。

専門分野の有識者については、具体的な検討テーマ毎に人選することとする。

直接の利害関係者はメンバーとせず、ヒアリング等により意見等を聴くこととする。

専門部会の開催について

平成 25 年 5 月 15 日
地方分権改革有識者会議座長決定

1. 趣 旨

「地方分権改革有識者会議の開催について」（平成 25 年 4 月 5 日 内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定）に基づき、地方分権改革の推進に関する施策のうち特定の事項についての客観的な評価及び検討に資するため、地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、必要に応じ、専門部会を開催することができるものとする。

2. 開 催

専門部会の開催については、有識者会議で決定する。

3. 構 成

専門部会の長（以下「部会長」という。）及び構成員は、有識者会議の座長が指名する。

4. 運 営

専門部会の運営については、以下のとおりとする。

- (1) 部会長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (2) 専門部会終了後、部会長が報道関係者に対してブリーフィングを行う。
- (3) 専門部会の配布資料及び議事概要については、後日、内閣府のホームページにおいて公表する。
- (4) 専門部会での検討状況については、有識者会議に報告する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が定める。